

北海道の少年院と少年鑑別所のニュースレター

R^{らぽーと}ppport

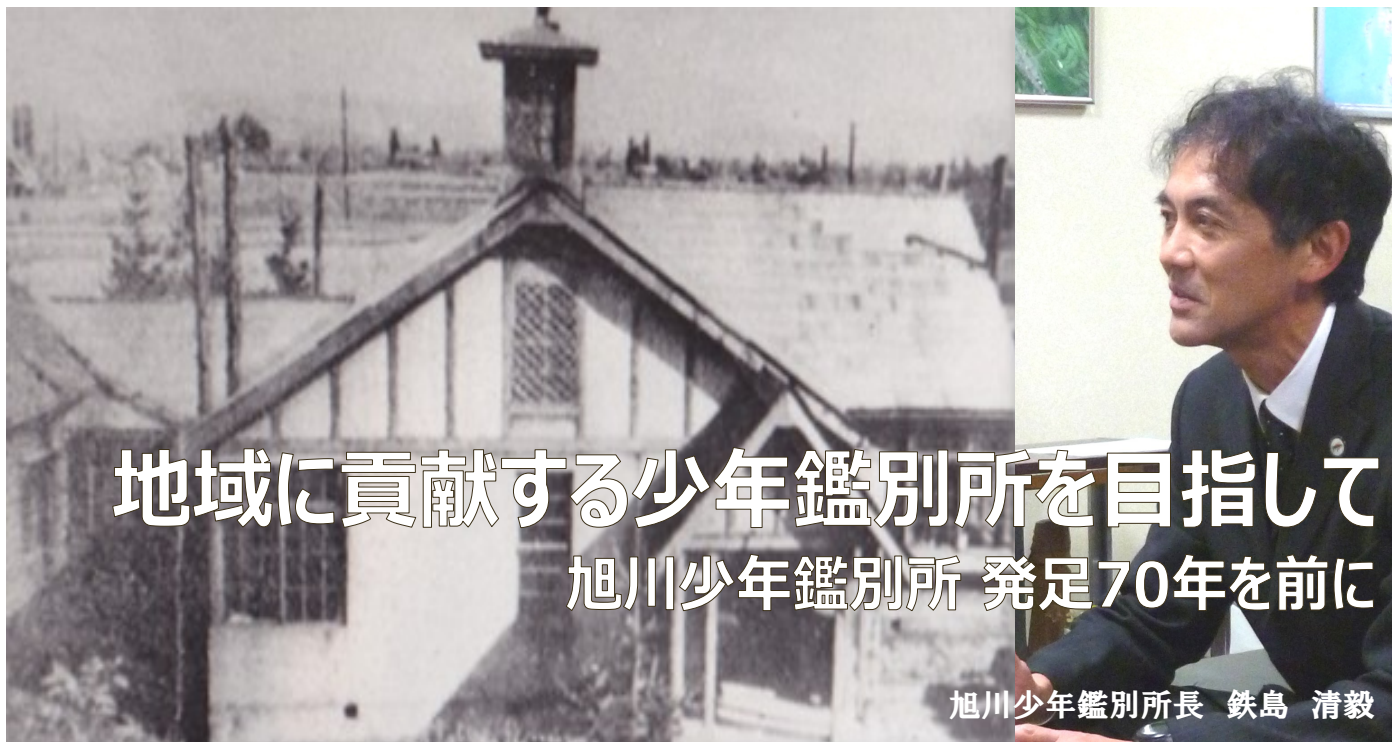
2018.11

Vol. 92



[特集] 地域に貢献する少年鑑別所を目指して

- 旭川少年鑑別所 発足70年を前に
- 地域の非行防止と健全育成のために
- 再犯防止の先進地域 旭川市
- 少年院と少年鑑別所 -その連携の深化-



地域に貢献する少年鑑別所を目指して 旭川少年鑑別所 発足70年を前に

旭川少年鑑別所長 鉄島 清毅

旭川少年鑑別所 初代庁舎

発足70周年を迎える少年鑑別所

昭和24年の少年法、少年院法の施行により、全国に少年鑑別所が創設されました。少年鑑別所は2019年で発足70周年を迎えます。

少年鑑別所に入る少年の数は、戦後の混乱期、昭和50年代から60年代、平成13年前後など、いくつかの非行の波（ピーク）を経験しながら現在に至っています。創設間もない時期は、戦後の傷跡が色濃く残り、全国で4万人を越える年もあったそうです。現在は1万人に満たないことからすれば、当時の慌ただしさ、混雑ぶりは想像しても有り余るものがあります。昭和30年代に入っても収容の多い状況が続き、左のように、少年たちを廊下に出して食事をさせていた写真を見ると、当時の様子がしのべれます。

ここでは旭川少年鑑別所が、地域の中で歩んできた70年を御紹介したいと思います。



昭和30年代の食事風景
旭川少年鑑別所にも多くの少年が入所していました。

旭川少年鑑別所の歩み 草創期

(昭和24年〜38年)

当所は昭和24年4月1日に、旭川市東町2丁目（昭和39年に現在所である豊岡1条1丁目に地番変更）にあった少年保護施設「蒲蛭学園」を

補修・改造する形で開庁しました。職員定員17名からのスタートです。

現在の感覚からすると、旭川駅から約2・6キロと便利な場所に感じられますが、開庁当時は田園の真ん中で、馬車一台がやっと通れるくらい細い道があるだけ、雨が降れば道はぐちゃぐちゃになるため裸足で出勤した職員もいたというエピソードが残されています。また、当時の写真や記録を見ると、外壁が低く、窓の格子も木製であるなど、非行少年を収容する施設としては、建物や設備がかなり脆弱であったことが分かります。

加えて、所長は千歳市に所在する北海少年院長が兼任するという変則的な形であったようです。このため、職員の給料を支払う場合も、早朝に旭川を出発して千歳に赴き、支出の承認を得ると今度は札幌で小切手を現金化し、ようやく旭川に戻るといふ、今では考えられないような大変な仕事であったといえます。



初代護送車

写真ではホロがかけられていますが、当時、旭川市内で走っていた唯一のオープンカーだったそうです。

2代目庁舎完成

地域への様々な情報発信が始まる

(昭和38年～平成13年)

三浦綾子さんが一日所長

初代庁舎は昭和38年にその役割を終え、2代目庁舎が完成します。このころから、地域の方の協力をいただきながら、様々な取組が行われるようになりました。

例えば、旭川にゆかりのある企業の経営者、著名人、大学学長といった方々に、一日所長を委嘱しています。その中には、「氷点」の著者として有名な作家である三浦綾子さんも一日所長として少年たちを激励された記録が残っています。

そのほかにも道展会員の朝倉力男氏から、絵画「残雪の旭岳」を寄贈いただいたほか、旭川更生保護婦人会による花壇作りやクリスマス慰問、旭川BS会員と少年との卓球を通じた交流会なども行われ、当所は以前から、まさに地域に支えられながら運営されていました。



2代目庁舎の外観

青い屋根の建物が庁舎、赤い屋根が職員宿舎です。右の写真にある初代庁舎のころに比べると、周囲が宅地化し、すっかり様子が変わったことが見て取れます。

現庁舎完成

新しい法律の施行と地域への貢献

(平成13年～現在)

平成13年に完成した現在の庁舎は、どこか旭川駅とも重なり合う近代的な外観を持ちつつ、フロアリングによる木のぬくもりを感じさせる建物です。長い厳冬期に備えたレクリエーション室など、全国的に見ても胸を張れる少年鑑別所です。

平成27年には、少年鑑別所法が施行され、非行・犯罪に関する地域の方々への相談活動が正式な業務に位置付けられました。また、平成28年には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立して再犯防止が国の大きな施策の一つとなり、少年鑑別所も「息の長い支援」の担い手として、地域との連携がこれまで以上に求められるようになりました。

当所の職員は所長を含めてもわずか14名ですが、先輩方の良き伝統を引き継ぎつつ、地元の方々と連携し、地域社会に貢献するため、様々な取組を実践しています。少年鑑別所をより身近な存在に思っただけであれば幸いです。



現庁舎の外観

屋根には天窓が設けられており、そこからの採光によって、寄贈いただいた絵画が照らし出されます。現庁舎も完成から15年が経過していますが、職員が丁寧に手入れをし、大切にしています。

Q&A

実はよく知らない!! 少年鑑別所のこと

Q 少年鑑別所って何をするとところ?

少年鑑別所は、非行をして保護された少年を、家庭裁判所の審判まで収容する施設です。収容中、その少年がなぜ非行をしたのか、更生に向けてどんな指導が必要なのかを分析（これを鑑別と言います）し、家庭裁判所に提言しています。また、これらの経験を活かして、地域の方々から相談を受けること（これを地域援助と言います）もしています。なお、審判において綿密な矯正教育が必要とされた少年は、少年院に送致されます。

Q 少年鑑別所では誰が働いているの?

非行少年の指導ノウハウを持っている法務教官と、心理面の分析のプロである心理技官が働いています。

Q 地域援助は何ができるの?

お子さんや御家族の問題行動（夜遊び、家財持ち出しなど）に悩んでいらっしゃる方から相談を受け、問題行動の原因分析や関わり方についてのアドバイスをしています。また、学校の先生や福祉施設の職員方からの御相談にも対応しているほか、非行や青少年の心理などについての講演もしています。

地域の非行防止と健全育成のために

少年鑑別所は、収容された非行少年の改善更生のために日々働いています。その他にも、地域の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に貢献するため、「地域援助」として、色々な関係機関と連携して活動しています。旭川少年鑑別所が行っている地域援助の一部をご紹介します。

1

少年院を出た少年を支える

旭川保護観察所
沼田町就業支援センターとの連携



当所では旭川保護観察所の沼田町就業支援センターの少年に、就労活動に特化したSST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）を実施しています。中には少年院仮退院中の少年もいて、徐々に法務教官から指導を受けることに対して、よい緊張感を持って臨んでいるようです。また保護観察官のほか、旭川地区の保護司の方々にも参加していただき、少年の更生を支える大人が皆でセンター生

の取組を見守る温かい雰囲気があります。

少年たちの再スタートのために必要なのは、仕事や住居といった環境もさることながら、その環境に適応するための能力（コミュニケーションスキルやストレスに対処するコーピングスキル）であると考えられるため、今後より効果的なSSTの実施を模索していきたいと考えています。

2

中高生を違法薬物から守る

学校との連携



多くの方は違法薬物に恐ろしいイメージをお持ちではないでしょうか。私も違法薬物は恐ろしいという気持ちは同じですが、以前、刑事施設で覚醒剤受刑者への指導を担当する中で、違法薬物を使用するのが特別な人ばかりでないことを知りました。興味本位で始め、抜け出せなくなった場合も多いです。

とはいえ興味を持った人が全員薬物を使用するわけではありません。生きていく上で何かしらの問題を抱えている人、特に人間関係に問題を抱えている

人が違法薬物に逃げ場を求めることが多いように感じます。ですから薬物乱用防止教室では、薬物依存の怖さだけでなく、薬物に逃避する必要がない人間関係を築くことの大切さも伝えています。

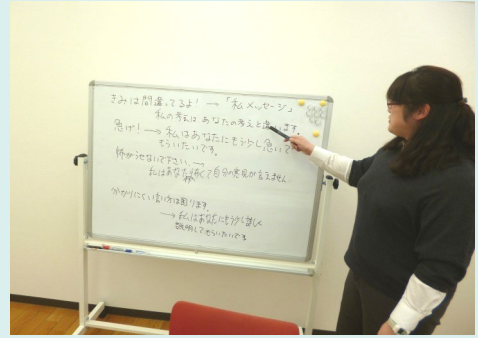
薬物乱用防止教室を受講される生徒は、最初、自分たちには関係のない世界のこととして聞いている様子です。しかし、私の経験から具体的な話をすると、表情が変わります。違法薬物の危険性を、これまでよりも感じてもらえていると思います。

3

若者の自立を支える

あさひかわ

若者サポートステーションとの連携



あさひかわ若者サポートステーションで「聴き方・話し方講座」として、アサーションの知識を活用した支援活動を行っています。アサーションとは「自分の意見を相手の立場を尊重しながらもしっかり伝えるコミュニケーションスキル」であり、非行少年への指導経験を生かして始めた取組です。

サポステには、対人関係がうまくいかない、なかなか社会に出られない、仕事に就いたこともないなど、

対人面に苦手意識や不安を抱えている若者が多くいます。そこで、すぐに就職、職場で使えるテクニックというよりは、日常の中での人との接し方や会話の仕方など身近なことを題材とし、苦手意識を克服するのに役立つヒントを伝えるように意識しています。

講座の対象である若者たちは、年々変化しているように感じていますので、それに対応できるようこれからも務めていきたいと思えます。

4

地域の教育機関のために

教育委員会との連携



昨年度から、道北地域の自治体における就学指導事業に対する援助活動を行っています。具体的には、これから小学校に入学する予定のお子さんに個別的心理検査を実施して、その子に合った指導の仕方を、教育委員会や学校、保護者の方と一緒に考えていくという取組です。

少年鑑別所の職員は、日頃の業務の中で、心理検査を実施していますが、対象のほとんどは中学生以上で

す。そこで、未就学児童への対応力を高めるため、施設近隣の大学の先生や児童福祉機関などから助言や指導を受けつつ、職員間でも勉強会を行うなど、職員みんなで協力して、精度の高いアセスメントを実施する体制を新たに築きました。

こうして地域の方々のニーズに応じていくことは、私たち職員にとっても貴重な体験となり、スキルアップにもつながっています。

北海道には、旭川市のほか、札幌、函館、釧路の4都市に少年鑑別所があります。「地域援助」は、どの少年鑑別所でも行っているため、お気軽に御相談ください。

各施設の詳しい情報はホームページでも紹介しています。「非行・相談」で検索するか、下のQRコードを利用ください。



札幌少年鑑別所	011-787-0111
函館少年鑑別支所	0138-30-7877
旭川少年鑑別所	0166-31-5511
釧路少年鑑別所	0154-41-5877

旭川市



旭川市の担当者と、当所において打合せを行いました。地域の再犯防止のために、経験豊かな法務教官などが協力をしていく予定です。

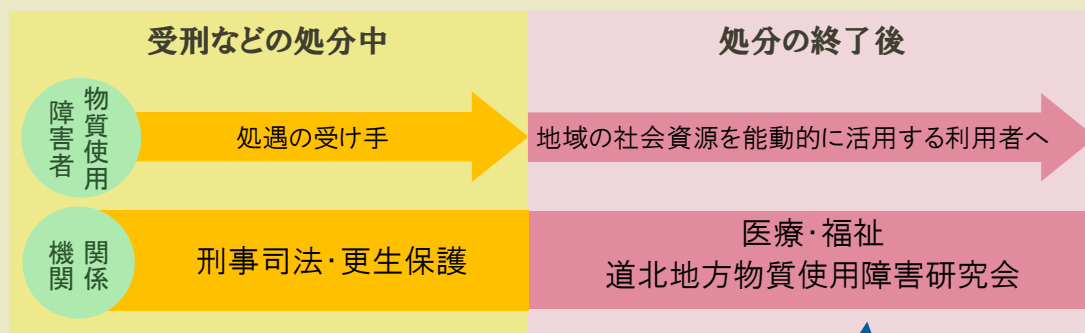
平成28年に成立した再犯防止推進法では、再犯防止に向けた取組が地方自治体にも求められるようになりました。旭川市は、全国でも先進的な取組が行われており、新たなモデル事業が立ち上げられました。テーマは物質使用障害者の回復支援であり、国、自治体、民間団体がネットワークを形成し、支援団体を地域に根付かせることが目標にされています。

地域の関係機関として旭川少年鑑別所も協力するため、打合せを始められています。少年鑑別所の法務教官や心理技官が、薬物事犯者に対する指導経験や心理学の専門知識を活かしながら、支援団体スタッフのスキルアップに向けた助言、効果検証に向けた分析などを行う予定です。

旭川市の地域再犯防止推進モデル事業と旭川少年鑑別所の関わり

モデル事業の概要：物質使用障害者の立ち直りと回復を地域で支援する

旭川市では、薬物依存を背景とした犯罪をした者の回復支援をサポートする専門機関や自助グループが不足しているという状況を踏まえ、平成26年11月から活動を開始している支援団体である、一般社団法人「道北地方物質使用障害研究会」に対し、スタッフのスキル向上と開拓を支援することにより、地域支援体制の定着を目指しています。



少年鑑別所は薬物事犯者への指導経験等を活かし

- ・スタッフのスキルアップのための貢献
- ・道北地方物質使用障害学習会への講師派遣
- ・効果検証(アンケート)への助言, 協力

協力

少年院と少年鑑別所

— その連携の深化 —

家庭裁判所の審判で矯正教育が必要とされた少年は、少年鑑別所から少年院に送られます。少年鑑別所での勤務経験もある北海少年院の職員から、少年院と少年鑑別所の連携についてお話をうかがいました。



北海少年院 山下専門官

札幌少年鑑別所で心理職として採用。現在は北海少年院において、少年の帰宅先調整、福祉機関への橋渡しや就労支援などを担当する。

— 少年院では少年鑑別所をはじめとする関係機関とどのように協力しているのでしょうか？

少年院は、少年や保護者からの情報だけでなく、多くの関係機関から情報を得ています。

少年鑑別所からは、少年が入院するときに、鑑別の結果、つまり少年がなぜ非行をして、どのような指導が必要なのかの分析結果など、詳しい資料が一緒に送られてきます。これが少年院での教育計画を立てる上での基礎資料となります。また、少年院での処遇が一定程度進んでから、少年の問題性がどこまで改善したかの分析を、少年鑑別所に依頼することもあります。

加えて、出院後の生活に向けた準備や家族との調整に際しては、社会調査を実施した家庭裁判所や出院後の指導を担当する保護観察所からいただく情報も大切です。少年院では、関係機関が集まって情報交換をする処遇ケース検討会をしばしば行っています。これが有意義な場だと捉えています。

— 少年院と少年鑑別所の連携で大切と感じられていることはどのようなことですか？

連携をより有効なものにするには、少年鑑別所と少年院が、互いの処遇や業務内容をよく知っておくことが不可欠です。

私が少年鑑別所で勤務していたときは、在所している時点での少年の状態を理解することを重視していましたが、少年院で勤務を経験する中で、処遇を受けることによる変化や、その先にある社会復帰を見据えてアセスメントをすることの大切さを改めて感じました。少年院と少年鑑別所が、処遇の方針等について、一緒に考えていけるような体制をより強化できるとよいと感じています。

— 今後、こうした連携をできたらよいと思います。とはありますか？

法律の改正によって、少年院は出院者の相談に応じることができるようになり、実績も増えていきます。ただし、少年院は出院者の地元から離れていることが多く、直接相談に応じるには制約があります。そのため、出院後の支援は地元に近い保護観察所や少年鑑別所と連携して行うことが大切だと思います。その意味で、少年鑑別所は、非行の問題を抱える少年の処遇の入口であり出口となり得ると思います。

少年院の職員としては、この点を意識して、出院していく少年のことを、必要に応じてしっかりと少年鑑別所に引き継げるようにしていきたいと感じています。

帯広少年院

0155-24-5787



本年9月、帯広ライオンズクラブとの交流会を開催し、食育の一環として同クラブ会員のシェフによるフレンチのコース料理が振る舞われました。シェフからは、当日の料理に使用した道産食材やテーブルマナーに関する説明をしていただき、参加した在院者は真剣に耳を傾けながら、笑顔でおいしい料理に舌鼓を打っていました。

北海少年院

0123-23-3147



本年9月30日、札幌刑務所において、北海道矯正展が開催されました。当院の在院者が作成した行事用ポスターや当院の教育内容の紹介パネルなどの展示を行いました。また、当院で行っている点訳を、多くの方に体験していただきました。

多くの方が来場され、少年院の教育に御理解いただいたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

紫明女子学院

0123-22-5141

ハロウィンにあわせ、在院者が育て、装飾したかぼちゃを市内の図書館等に飾らせていただきました。当院では、アンガーマネジメントやマインドフルネス、アサーション・トレーニング等の授業内容をご相談に応じてアレンジし、出前講座いたします。お気軽に御連絡・御相談ください。



出院後、高校進学を希望している在院者のために、近隣の高等学校の見学を実施しました。

授業風景の見学をさせていただいたり、卒業するための条件や学校行事、部活動等についての説明をしていただいたりする中で、参加した在院者は進学に向けた意欲を高めていました。

これからも一人ひとりの在院者に必要な取組を実施していきます。

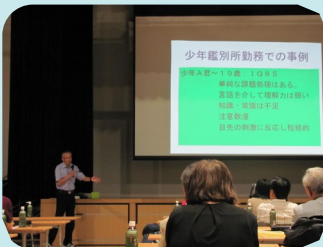
月形学園

0126-53-2736



札幌少年鑑別所

011-784-7441



本年9月25日、白石地区保護司会の研修にお招きいただき、「発達障がいをもつ少年との関わり方について」をテーマに講演を実施しました。引き続き、地域の皆様と各機関・団体からの依頼に基づき、研修・講演を実施してまいります。御連絡をお待ちしております。

函館少年鑑別支所

0138-51-5652

札幌少年鑑別所函館少年鑑別支所となって半年が経過しました。札幌少年鑑別所の指導を受けるとともに、函館少年刑務所からの協力を受けながら、支所職員が団結して支所の運営を行っています。

おかげさまで、今年度になってから、渡島管内の高等学校、養護教員会、保護司会などから講演、見学の依頼を受けております。御依頼があればどこへでもお伺いしますので、ぜひお声掛けいただきたく願っています。

旭川少年鑑別所

0166-31-5468



本年10月14日、旭川刑務所で開催された旭川矯正展に、性格検査の体験コーナーを出展しました。皆さん自分自身の検査結果に興味しんじりの様子でした。約400名もの多くの方に検査を体験していただきました。

釧路少年鑑別所

0154-41-5808



本年7月31日、毎年恒例の「一日所長行事」を開催しました。今年は、当所後援会の会長に一日所長を委嘱し、「前に勇気と情熱～出会いに感謝」と題した講演では、周りの人々に支えられながら困難を乗り越えてきた体験談を熱く語っていただきました。

北海道の少年院と少年鑑別所のニューズレター らぼーと 92号

<p>編集・発行 札幌矯正管区第三部</p>	<p>発行責任者 第三部長 齊田 浩 発行日 2018/11</p>	<p>札幌市東区東苗穂 1-2-5-5 電話 011(783)5063 FAX 011(780)2207</p>	<p>次号担当庁は帯広少年院です 法務省ホームページもご覧ください http://www.moj.go.jp/</p>
----------------------------	--	--	---